令和5年(2023年)9月28日

政策企画部統計課 人口労働グループ

担 当:懸川、髙橋

TEL:029-301-2649 (直通)

令和5年住宅・土地統計調査を実施します!

総務省(茨城県・市町村)では、我が国の住宅や土地、そこに居住する世帯の実態を把握するため、本年10月1日現在において「令和5年住宅・土地統計調査」を実施しますのでお知らせします。

この調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として 実施するものであり、結果は国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定などに幅広 く利用されます。

調査の対象になられた方は、回答をお願いいたします。

1 調査の概要

(1)調査の対象

令和5年2月1日現在で設定した約20万の調査単位区の中から選ばれた約340万の住戸・世帯を対象として行われます。茨城県では、5,225調査単位区が設定されており、約90,000住戸・世帯を対象に調査を行います。

(2)調査の方法

調査対象に選定された世帯へ、9月下旬ごろから調査員が訪問し、調査票などを配布します。調査 対象世帯の方は、インターネットによる回答(スマートフォンやタブレット端末でも回答可)の他、 調査票を郵送又は調査員に提出する方法のいずれかにより調査に回答をお願いします。

また、建物の状況について、調査員が外観や管理者に確認するなどして調査します。

※調査員は、茨城県知事によって任命された地方公務員です。

(3) 今回の調査の主なポイント

- ・空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、空き家の所有状況などを把握します。
- ・超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方をより的確に把握します。
- ※調査の詳細については、令和5年住宅・土地統計調査キャンペーンサイトを御覧ください。

https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/r5campaign/index.html

2 調査結果の利用

調査結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心と した都市計画の策定、空き家対策などに幅広く利用されるほか、各府省が作成する白書における分析で の利用や都市・住宅・防災問題などの学術研究等にも利用されています。